

# 発注者綱紀保持の取り組み等についての協力依頼

## 有資格業者の皆様へ

(コンプライアンス担当者様)

中国地方整備局長

中国地方整備局では、発注者としての関係法令の遵守はもとより、服務規律の確保を図るとともに、事業者との応接にあたっては国民の疑惑を招くような行為は厳に慎むことを徹底するために、職員が守るべき規範として、平成18年4月に「**中国地方整備局発注者綱紀保持規程**」を制定し、発注事務に係る綱紀保持を徹底しているところです。

平成24年10月に高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し、当省の職員が入札談合等関与行為を行ったとして、公正取引委員会から「官製談合防止法」に基づく改善措置要求等を受けたことから、国土交通省として取り組むべき「再発防止対策」がとりまとめられ、中国地方整備局としても「コンプライアンス推進計画」を策定し、その中で更なるコンプライアンスの推進の強化に取り組んでおります。

今般あらためて中国地方整備局の発注者綱紀保持の取り組みと国家公務員倫理の遵守について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、発注者として、今後とも応札・落札状況を継続して注視しており、談合情報や談合疑義事実には談合情報マニュアルに従って厳正に対処することとしております。

・事務所毎の平均落札率等の関係資料は、こちらをご覧ください。↓↓↓

中国地方整備局HP:<https://www.cgr.mlit.go.jp/order/jimusyo/jimusyorakusatu.html>

## 【発注者綱紀保持の取り組みの紹介】

- 職員が事業者の皆様と応接するときは、**オープンな場所で複数の職員で対応**することを基本としております。
- 事業者の皆様の**執務室への出入りを制限**させていただいております。
- 発注事務に関して、職員が事業者の皆様から**不当な働きかけ(例えば、未公表情報の提供要請等)を受けたときは、これを報告、記録、公表**することとしております。
- 職員が発注者綱紀保持規程に抵触すると思料する事実を確認した場合の**通報制度**を設けております。

## 【国家公務員倫理法等の紹介】

- 職員が「契約の相手方」、「許認可の相手方」等の利害関係者から、**金銭、物品の贈与、酒食等のもてなし、無償でサービスの提供を受ける**ことや利害関係者と**麻雀・ゴルフ・旅行等をする**ことなどは、国家公務員倫理法・倫理規程において禁止されています。

・コンプライアンス推進計画など関係資料は、こちらをご覧ください。↓↓↓

中国地方整備局HP:<https://www.cgr.mlit.go.jp/soumu/compliance/index.html>

### 【問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局 適正業務管理官

広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館

電話 082-221-9231 内線2121

# 発注者綱紀保持にご協力願います

中国地方整備局では、  
発注事務に係る綱紀保持に取り組んでいます。  
～事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします～

執務室への入室を制限しています。  
ご用の方は、受付カウンター、もしくは  
付近の職員にお申し出ください。

応接・打合せは、  
・オープンな場所  
・複数の職員  
でお願いしています！



## 不当な働きかけをしてはいけません！

不当な働きかけとは、公表前における

**NO!**

予定価格を  
聞き出す行為

非公開の情報を  
聞き出す行為

入札参加業者を  
聞き出す行為

技術評価点を  
聞き出す行為

不当な働きかけは、  
記録・公表されます！



等の個別契約に関する要求行為が  
該当します。



# 中国地方整備局では 国家公務員倫理の徹底に 取り組んでいます

～事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします～

国家公務員倫理規程では  
契約の相手方等は「利害関係者」に該当します。

～国家公務員と利害関係者との間で禁止される行為の例～

NG!

香典・餞別・歳暮等の名目を問わず、  
金銭・物品等の贈与を受けること

\*広く一般に配布するための宣伝用物品や記念品を除きます。

NG!

酒食等のもてなしなど、供應接待を受けること

\*会議での簡素な飲食、多数の者が出席する立食パーティーを除きます。

NG!

金銭の貸付けを受けること

NG!

自動車による送迎など、無償でサービスの提供を受けること

NG!

ゴルフや旅行を共にすること

NG!

第三者に対して上記のような行為をさせること

